

平成26年10月定例会

宮古地区広域行政組合議会会議録

平成26年 10月20日 開会

平成26年 10月20日 閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第 16 号

平成 26 年 10 月 宮古地区広域行政組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成 26 年 9 月 26 日

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山 本 正 徳

1 期 日 平成 26 年 10 月 20 日（月）午後 1 時

2 場 所 宮古市役所新里総合事務所議場

平成 26 年 10 月 宮古地区広域行政組合議会定例会

平成 26 年 10 月 20 日（月曜日）

午後 1 時開議

議事日程

諸報告

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 報告第 1 号 公用車の事故に関する専決処分について |
| 日程第 4 | 認定第 1 号 平成 25 年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 議案第 1 号 平成 26 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 6 | 陳情第 1 号 し尿汲取料金の適正化に関する陳情について
（議会運営委員会委員長報告） |

出席議員（１２名）

1 番	坂 本	昇 君	2 番	伊 藤	清 君
3 番	畠 山	直 人 君	4 番	黒 沢	一 成 君
5 番	佐々木	重 勝 君	6 番	古 舘	章 秀 君
7 番	野 舘	泰 喜 君	8 番	宮 森	鋭 幸 君
9 番	落 合	久 三 君	1 0 番	坂 本	正 君
1 1 番	山 崎	泰 昌 君	1 3 番	松 本	尚 美 君

欠席議員（１名）

1 2 番	小松山	久 男 君
-------	-----	-------

説明のための出席者

管 理 者 宮 古 市 長	山 本 正 徳 君
副管理者宮古市副市長	山 口 公 正 君
会 計 管 理 者	箱 石 憲 市 君
事 務 局 長	田 崎 義 孝 君
総 務 課 長	大 久 保 一 吉 君
施 設 課 長	鈴 木 登 志 美 君
消 防 長	野 沢 浩 二 君
消 防 次 長 兼 消 防 課 長	及 川 誠 君
総 務 課 長	外 館 義 博 君
宮 古 消 防 署 長	米 澤 秀 樹 君
山 田 消 防 署 長	白 鳥 定 良 君
岩 泉 消 防 署 長	小 林 一 彦 君

◎開 会

○議長（松本尚美君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年10月宮古地区広域行政組合議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、事務局長が会計管理者を紹介いたします。

○事務局長（田崎義孝君） 平成26年4月1日に任命しております宮古地区広域行政組合会計管理者をご紹介します。宮古市会計管理者の箱石憲市でございます。

○会計管理者（箱石憲市君） よろしくお願ひいたします。

◎諸報告

○議長（松本尚美君） 諸報告を行います。

初めに、議員派遣について報告いたします。

宮古地区広域行政組合議会会議規則第44条の規定により、議長において議員の派遣を決定し、10月8日から10月10日まで宮城県大崎市大崎地域広域行政組合及び秋田県由利本荘市本荘清掃センターに行政視察のため9名の議員を派遣いたしました。

次に、例月現金出納検査についてでございますが、宮古地区広域行政組合監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成25年度一般会計の2月、3月、4月、5月まで及び平成26年度4月、5月、6月、7月、8月分までの例月現金出納検査について報告があり、既にその写しを配付しておりますので、ご了承願います。

以上で、諸報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本尚美君） これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、10番、坂本正君、11番、山崎泰昌君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（松本尚美君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本会議の会期について議会運営委員会で審議した結果、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎報告第1号 公用車の事故に関する専決処分について

○議長（松本尚美君） 日程第3、報告第1号 公用車の事故に関する専決処分についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） それでは、報告第1号をごらん願います。

報告第1号 公用車の事故に関する専決処分についてご説明をいたします。

本件につきましては、平成26年9月25日に損害賠償の相手方と示談が成立しているものでございます。

それでは、専決処分の内容を朗読して報告にかえさせていただきます。

報告第1号 公用車の事故に関する専決処分について。

公用車の事故に関する損害賠償に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

1、専決処分した年月日、平成26年9月24日。

2、損害賠償の相手方、報告に記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額、13万3,486円。

4、和解の内容。

（1）本件事故に関し、宮古地区広域行政組合は損害賠償金として相手方に対し上記の金額を支払う。

（2）上記金額のほか、宮古地区広域行政組合及び相手方は本件に関し裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないものとする。

5、損害賠償の原因、平成26年9月8日午前4時48分頃、宮古市熊野町の救急事案に出動中の宮古消防署救急3号車が、宮古市熊野町5番15号の駐車場で方向変換をする際、駐車場内に駐車していた軽自動車に接触し、相手車両の右側前部を損傷したものである。

平成26年10月20日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

以上のとおりでございますが、公用車の運行管理につきましては、より一層の安全確認の上、事故防止の徹底を図ってまいります。

以上、報告といたします。

○議長（松本尚美君） 説明が終わりました。

本件については、議会が委任している事項ではございますが、何かご質問がございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） ないようですので、本件はこれで終わります。

◎認定第1号 平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（松本尚美君） 日程第4、認定第1号 平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

箱石会計管理者。

○会計管理者（箱石憲市君） ただいま提案されました認定第1号 平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、議会の認定に付するため、その概要をご説明申し上げ、提案理由に代えさせていただきます。

お手元に配付の決算書をごらんいただきながら、お聞き取り願います。

平成25年度も東日本大震災の影響があり、依然として厳しい経済、社会情勢のもと、本組合構成市町村財政も厳しさを増す中、財源のほとんどをご負担いただいております。予算執行に当たりましては経費の節減に努め、効率的、効果的かつ計画的な財政運営に取り組んできたところであります。

平成25年度の主な事業といたしましては、衛生費として各施設の適正な運転管理を行ったほか、東日本大震災で発生した広域管内の災害廃棄物並びに農林業系副産物の処理を行ってまいりました。また消防費におきましては、宮古署の消防ポンプ車の購入、山田署の高規格救急自動車、岩泉署の庁舎増改築工事など消防力の強化に努めたほか、災害復旧として消防救急デジタル無線工事を行い、消防機能の復旧、充実を図ったところでございます。

それでは、決算書の2ページ、3ページをごらん願います。

まず、歳入でございますが、下段の歳入合計額でご説明申し上げます。

予算現額48億8,157万6,000円に対して調定額50億697万3,419円で、収入済額も50億697万3,419円となっております。歳入の合計額は前年度と比較して11億8,492万8,471円、31.0%の増となっております。歳入の主なものは1款分担金及び負担金で構成市町村からの負担金は27億208万円、前年度と比較して6億1,031万5,000円、18.4%の減となっており、歳入全体の54.0%を占めております。

次に、歳出をご説明申し上げますので、4ページ、5ページをごらん願います。

下段の歳出合計額は予算現額48億8,157万6,000円に対して支出済額は46億7,858万1,568円で執行率は95.8%となっております。なお、不用額は1億9,449万4,432円となっております。

歳出の主なものをご説明いたします。

まず、3款衛生費は支出済額10億4,543万4,249円で、その主なものはごみ収集運搬委託料1億3,940万2,200円及びごみ焼却施設の燃料費等1億8,990万7,571円でございます。

4款消防費は支出済額18億5,749万6,171円で、その主なものは常備消防費の給与等14億8,518万6,410円で、消防施設費の岩泉消防庁舎増改築工事等1億6,193万3,200円でございます。

5款災害復旧費は支出済額14億8,721万3,700円で、全額消防救急デジタル無線工事でございます。

6款公債費は支出済額1億8,930万9,341円で、その主なものは廃棄物処理施設長期債元金償還金1億1,800万8,307円でございます。

歳出の経費別分類では、人件費や公債費等の義務的経費は18億1,979万8,000円で全体の38.8%を占め、前年度と比較して8,999万6,000円、4.7%の減であります。投資的経

費につきましては17億9,078万4,000円で全体の38.3%となり、前年度と比較して16億6,162万1,000円、1286.5%の増となっております。なお、これらの前年度比較につきましては、実績報告書の4ページに記載しております。

これにより、歳入歳出差引残額は3億2,839万1,851円となり、平成26年度に繰り越しております。

以上が平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の概要でございます。

なお、決算書の附属書類といたしまして、6ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、39ページに実質収支に関する調書、40ページ以降に財産に関する調書を掲載しております。また、別冊といたしまして決算に係る主要な施策の成果に関する実績報告書及び監査委員の監査意見書をお配りしておりますので、ご参照願います。

平成26年10月20日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本尚美君） これより認定第1号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入及び歳出一括としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は歳入歳出一括といたします。

質疑のある方は、決算書もしくは実績報告書のページ数をおっしゃっていただいてから質疑に入るようお願いいたします。

質疑はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） これをもちまして質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定については認定することに決しました。

平成25年度宮古地区広域行政組合 一般会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 分担金及び負担金		円 2,702,080,000
	1 負担金	2,702,080,000
2 使用料及び手数料		52,057,000
	1 手数料	51,579,000
	2 使用料	478,000
3 国庫支出金		1,068,480,000
	1 国庫補助金	1,068,480,000
4 県支出金		241,279,000
	1 県負担金	17,372,000
	2 県補助金	1,000
	3 委託金	223,906,000
5 財産収入		7,029,000
	1 財産運用収入	360,000
	2 財産売払収入	6,669,000
6 繰越金		744,152,000
	1 繰越金	744,152,000
7 諸収入		32,899,000
	1 組合預金利子	50,000
	2 雑入	32,849,000
8 組合債		33,600,000
	1 組合債	33,600,000
歳 入 合 計		4,881,576,000

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
円 2,702,080,000	円 2,702,080,000	円	円	円
2,702,080,000	2,702,080,000			
57,250,892	57,250,892			5,193,892
56,772,202	56,772,202			5,193,202
478,690	478,690			690
1,015,052,960	1,015,052,960			△53,427,040
1,015,052,960	1,015,052,960			△53,427,040
393,103,822	393,103,822			151,824,822
17,014,434	17,014,434			△357,566
				△1,000
376,089,388	376,089,388			152,183,388
8,751,035	8,751,035			1,722,035
360,000	360,000			
8,391,035	8,391,035			1,722,035
744,152,376	744,152,376			376
744,152,376	744,152,376			376
52,982,334	52,982,334			20,083,334
88,658	88,658			38,658
52,893,676	52,893,676			20,044,676
33,600,000	33,600,000			
33,600,000	33,600,000			
5,006,973,419	5,006,973,419			125,397,419

歳 出

款	項
1 議会費	
	1 議会費
2 総務費	
	1 総務管理費
	2 監査委員費
3 衛生費	
	1 保健衛生費
	2 清掃費
4 消防費	
	1 消防費
5 災害復旧費	
	1 厚生労働施設災害復旧費
	2 その他公共・公用施設災害復旧費
6 公債費	
	1 公債費
7 予備費	
	1 予備費
歳出合計	

歳入歳出差引残額

328,391,851円

予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
円 1,748,000	円 1,500,836	円	円 247,164	円 247,164
1,748,000	1,500,836		247,164	247,164
101,019,000	97,627,271		3,391,729	3,391,729
100,673,000	97,349,564		3,323,436	3,323,436
346,000	277,707		68,293	68,293
1,146,579,000	1,045,434,249	8,500,000	92,644,751	101,144,751
9,000	8,169		831	831
1,146,570,000	1,045,426,080	8,500,000	92,643,920	101,143,920
1,889,778,000	1,857,496,171		32,281,829	32,281,829
1,889,778,000	1,857,496,171		32,281,829	32,281,829
1,550,976,000	1,487,213,700		63,762,300	63,762,300
1,000			1,000	1,000
1,550,975,000	1,487,213,700		63,761,300	63,761,300
189,476,000	189,309,341		166,659	166,659
189,476,000	189,309,341		166,659	166,659
2,000,000			2,000,000	2,000,000
2,000,000			2,000,000	2,000,000
4,881,576,000	4,678,581,568	8,500,000	194,494,432	202,994,432

平成26年10月20日 提出

宮古地区広域行政組合 管理者 宮古市長 山本 正徳

◎議案第 1 号 平成 26 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（松本尚美君） 日程第 5、議案第 1 号 平成26年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 議案集の 1－1 ページをお開き願います。

議案第 1 号 平成26年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 487 万 4,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28 億 5,715 万 8,000 円とするものです。

平成26年10月20日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

今回の補正は、冬期間の衛生施設、敷地内の道路管理用車両として融雪剤散布用車両 1 台の購入と、事業執行見込み等により所要の補正を計上するとともに、前年度繰越金を計上するものです。

初めに、歳出からご説明いたしますので、1－6、1－7 ページをお開き願います。

2、歳出、3 款衛生費、2 項清掃費、2 目ごみ焼却施設費、1 節報酬は、ごみ処理施設基幹改良工事事業者選定委員会委員報酬を計上していましたが、当該委員会の条例によらず要領で設置したことから、8 節報償費での支出が適正なため、所要額 4 万 4,000 円を組み替えることとし、さらに不用額 2 万 4,000 円を加えた 6 万 8,000 円を減額するものです。

8 節謝礼金は、1 節報酬から 4 万 4,000 円を組み替えるものです。

9 節旅費は、執行見込みにより 12 万 4,000 円を増額するものです。

13 節委託料 2 万 8,000 円、27 節公課費 8 万 6,000 円は、いずれも事業費の確定により減額するものです。

3 目埋立処分地施設費、11 節需用費のうち、修繕料 102 万 6,000 円は、浸出液処理施設のボイラー修繕を行うため計上するものです。

消耗品費 13 万円及び 12 節役務費の保険料 1 万円は、次の 18 節備品購入費に計上した融雪剤散布用車両購入に伴う所要の経費を計上するものです。

18 節備品購入費は、融雪剤散布用車両購入費 314 万 8,000 円を計上するものです。購入の理由ですが、組合敷地内道路について冬期間の凍結時などには通行車両の安全確保のため職員が早朝に出勤し、手作業で融雪剤を散布していましたが、作業の安全上懸念があることから、融雪剤散布用車両を購入し安全確保と省力化を図るものです。

4 目し尿処理施設費、11 節需用費は脱水機の修繕が必要なことから 151 万 6,000 円を計上するものです。

6 款公債費、1 項公債費、2 目利子、23 節償還金利子及び割引料は借入地方債の利子が確定したことにより 94 万 2,000 円を減額するものです。

次に、歳入をご説明いたしますので、1－4、1－5ページにお戻りください。

1、歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合負担金、1節総務費606万4,000円の減額。

2節衛生2億5,613万9,000円の減額、3節消防5,281万4,000円の減額は、それぞれ前年度繰越金並びにただいまご説明いたしました歳出補正額を調整の上、補正するものです。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金、3億1,989万1,000円は、前年度繰越金が確定したことにより計上するものです。

以上が、議案第1号 平成26年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）の内容でございます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（松本尚美君） これより議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

落合久三君。

○9番（落合久三君） 今、歳出のほうで融雪剤散布車購入費が計上されて、説明の中で敷地内の道路に融雪剤を散布する、従来は職員が朝来て手作業でやっていたという説明でしたが、従来のそういう手法ではだめだという判断で散布車を購入することになったと理解するんですが、従来どおりだとなぜだめになったのかという説明をもうちょっとしてください。

○議長（松本尚美君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

最終処分場あるいは清掃センターまでの搬入道路につきましては、組合の管理道路になってございます。下の県道から清掃センターまで約1キロ、あと清掃センターから最終処分場まで1.5キロの距離がございます。この間、積雪の場合5センチ以上であれば除雪につきましては委託しておりますが、5センチ以下の場合ですと職員が融雪剤を散布しているといった状況でございます。この間、手作業により職員がまいてございました。どうしても搬入時間というのは8時半から一般車両の搬入等がございますので、それに間に合わせるためにということで早朝から出勤してまいていた状況でございます。昨年度の積雪等の回数を見ましてもなかなか厳しい状況でございまして、こういった機械を導入することで、短時間で処理を終えたいというふうに考えたものでございます。導入しようとしているものは融雪剤散布車といいましてもトラクターを予定しております。トラクターにアタッチメントをつけて、それで散布しようというふうに計画しております。よろしくお願いいたします。

○議長（松本尚美君） 落合久三君。

○9番（落合久三君） そうしますと、私はその購入には全く異議はありませんが、従来は職員が手作業でという説明でしたが、県道からの入り口から最終処分場まで融雪剤を中に入れて、要するに手まきしていたということですか。

○議長（松本尚美君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） そうでございます。車両がついていきまして、それに融雪

剤1袋20キロを積み、なくなればそれを補充しながら散布していたという状況でございます。

○議長（松本尚美君） 古舘章秀君。

○6番（古舘章秀君） 1―5の歳入についてちょっとお伺いいたします。その3節の消防費にかかわる分なんです、この部分につきましては、おおむね全てが減額補正にかかっているわけなんです、新たに田野畑村さんが増額したものは何なのか、増額補正したものは何なのかご説明をいただきたいと思います。

○議長（松本尚美君） 大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） 田野畑村さんの分につきましては、田野畑村さん単独分という部分がございます、その部分が少し多かったものですから、調整の中でこの部分だけ増額というような部分になってございます。

○議長（松本尚美君） 落合久三君。

○9番（落合久三君） 今、歳入のほうで聞こうと思った点がありましたが、俗っぽく言えば、前年度の繰越金が3億1,989万1,000円と。この繰越金が出たために、基金だとか何とかに積むというのではなくて、その各構成市町村の負担金を減額するという仕組みだということを事前に聞きました。これはこれでああそうなのかなと思って聞いたのですが、ちょっと素朴な疑問があります。3億円の繰越金が出た。通常の市町村の一般会計で考えますと、みんな同じだとは思いませんが、例えばそれを繰越金として翌年度のいろんな事業費に活用する、もしくはものによっては基金条例に基づいて何らかの基金として積み立てるということなんかよくやるんですが、広域行政組合の場合は、一部事務組合で各市町村の負担金でもって主な歳入が賄われているということを勘案してこういう措置をとるといような理解をしたんです。

素朴な疑問というのは、そうやることによって、例えば翌年度に移っていったときに、歳入で各市町村の負担金というのは一定の数式があって、人口の割合だとか云々かんぬんというので決めると思うんですが、一旦減額をすると、翌年度の負担金等はどういうふうに考えるのか、つまり一定の算出の方法があって負担金を決めているわけですが、不都合が起きないのかどうか。だから、もっとわかりやすく言えば、繰越金がどんとあれば途中で減らす、減らすのはいいんです。新年度の予算を立てるときは、普通は前年度実績を見ながら予算計上しますよね。だけど歳入の部分はそういう手法ではなくて所定の計算式に基づく負担金を計上するというふうに思うんですが、そうなんでしょうか。そのの、ちょっとこう、初めてのことなものですから、私の言っている意味がわからなければわからないと言って反論してほしいのですが、そのの扱いについてを質問しているわけです。

○議長（松本尚美君） 大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） この負担金の増減につきましては、それぞれ算出割合がございます、不用額が出た場合なんですけれどもそれぞれの割合によって各町村にお返しするというような形をとっております。新年度予算を組むときにはこれがないものとして、とりあえず通常使われる部分の予算を各市町村さんのほうからは予算計上して負担金としていただいております。最終的に不用額が決まるというのが5月末なもので

すから、その不用額の確定を見て、それぞれの算出式によりまして負担金の増減を翌年度調整するというような形で現在はやっております。

○議長（松本尚美君） あと、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） なければ、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 平成26年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）は原案どおり可決されました。

議案第1号

平成26年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）

平成26年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,874千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,857,158千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年10月20日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入		(単位・千円)		
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		2,728,301	△315,017	2,413,284
	1 負担金	2,728,301	△315,017	2,413,284
6 繰越金		1	319,891	319,892
	1 繰越金	1	319,891	319,892
補正されなかった款項にかかる額		123,982		123,982
** 歳 入 合 計 **		2,852,284	4,874	2,857,158

2 歳 出		(単位・千円)		
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 衛生費		1,033,736	5,816	1,039,552
	2 清掃費	1,033,727	5,816	1,039,543
6 公債費		81,327	△942	80,385
	1 公債費	81,327	△942	80,385
補正されなかった款項にかかる額		1,737,221		1,737,221
** 歳 出 合 計 **		2,852,284	4,874	2,857,158

◎陳情第1号 し尿汲取料金の適正化に関する陳情について

○議長（松本尚美君） 日程第6、陳情第1号 し尿汲取料金の適正化に関する陳情を議題といたします。

本件について議会運営委員会委員長の報告を求めます。

落合委員長。

○議会運営委員会委員長（落合久三君） 平成25年12月24日臨時会において当委員会に付託された陳情第1号 し尿汲取料金の適正化に関する陳情につきましては、平成25年12月24日、平成26年3月20日、同6月9日に委員会を開催し、陳情提出者及び参考人として事務局長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。審査結果はお手元に配付されております報告書写しのとおり、不採択とすべきものと決定いたしました。

陳情の内容は、管内の住宅の激減と人口の減少、労働条件の改善に伴う諸経費の高騰、車両価格並びに車両修繕費、資材費、燃料費の高騰等により経営が圧迫されていることから、汲み取り料金の改正及び処理場または中継槽までの遠隔地の割り増し料金の設定を要望するものであります。

これらにつき、当委員会ではこれまでの料金改定の経緯、し尿搬入量の推移、燃料単価の推移、車両購入価格の推移、業者の財務状況、県内の汲み取り料金の比較などの観点から審査をいたしました。その結果、業者ごとの経営収支は震災前に近づきつつあること、人件費を除いた収支比較は、地域間又は業者間に顕著な相違は見られないこと、当組合のし尿汲み取り料金は県内で中間に位置していること、消費税率の改定が今後予定されていることなどを総合的に勘案して、し尿汲み取り料金の改定等は時期尚早と判断をし、全会一致で不採択とすべきものと決定したものであります。

なお、審査の過程で各委員からし尿汲み取り料の見直しについては、今後の県内の動向も勘案し継続して検討する必要があること、今後、し尿の減少に伴い、料金改定だけでは安定した収集体制の確保が難しい場合も想定されることから、さまざまな状況も視野に入れた方策の検討も必要であり、構成市町村及び組合が一体で取り組んでいく必要があるとの意見が出されました。このことから、当局は引き続き県内汲み取り料金の動向、燃料費を初めとした物価の状況など、資料収集に努めるほか、将来ともし尿の安定的な収集体制の確保が図られるよう要望して委員長報告といたします。

○議長（松本尚美君） 報告が終わりました。

これより陳情第1号の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 討論はないようですので、直ちにお諮りいたします。

本件に対する委員長報告は不採択とすべきものであります。委員長の報告どおり不採

択とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

◎閉 会

○議長（松本尚美君） これをもちまして、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成26年10月宮古地区広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

午後 1 時 3 5 分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長 松本 尚美

署 名 議 員 坂本 正

署 名 議 員 山崎 泰昌